

平成27年第5回関川村議会臨時会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年8月3日（月曜日） 午前10時 開会

- 第 1 一 仮議席の指定
- 第 2 一 議長の選挙について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一 仮議席の指定
- 第 2 一 議長の選挙について
- 追加第 1 一 議席の指定
- 追加第 2 一 会議録署名議員の指名
- 追加第 3 一 会期の決定
- 追加第 4 一 副議長の選挙について
- 追加第 5 一 常任委員の選任について
- 追加第 6 一 議会運営委員の選任について
- 追加第 7 発議案第3号 広報対策特別委員会設置に関する決議案の提出について
- 追加第 8 同意第5号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 9 一 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加第10 一 各種委員の推せんについて
- 追加第11 一 関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙について
- 追加第12 一 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（10名）

1番	近 良平 君	2番	伊藤敏哉 君
3番	小澤 仁 君	4番	加藤和泰 君
5番	鈴木万寿夫 君	6番	高橋忠夫 君
7番	高橋正之 君	8番	菅原 修 君
9番	伝 信男 君	10番	平田 広 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	平 田 大 六 君
副 村 長	佐 藤 忠 良 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	伊 藤 保 史 君
税 務 会 計 課 長	井 上 広 栄 君
住 民 福 祉 課 長	中 束 正 子 君
農 林 観 光 課 長	伊 藤 隆 君
建 設 環 境 課 長	高 橋 賢 吉 君
教 育 課 長	稲 家 誠 君
総 務 課 参 事	加 藤 善 彦 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 充 代
主 査	小 池 由 美 子

午前10時00分 開会

○議会事務局長（佐藤充代君） おはようございます。事務局長の佐藤充代です。

このたびは当選、誠におめでとうございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の高橋忠夫議員をご紹介します。高橋議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（高橋忠夫君） ただいま紹介されました高橋忠夫です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただ今から平成27年第5回関川村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

日程第1、仮議席の指定

○臨時議長（高橋忠夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

村長から、臨時会招集あいさつについて申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） 村長の平田大六です。ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会議員の選挙におきまして当選されました10名の皆さん、誠におめでとうございます。お祝いを申し上げます。

議決機関であります村議会と執行機関は、関川村を運営するための車の両輪と言われております。法律や条例で定められました権限と義務の中で、関川村の発展のためにそれぞれの立場で努力をしなければなりません。皆様方には一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本日招集いたしました平成27年第5回村議会臨時会におきましては、議会の構成を決めていただくのが目的であります。

村長からご提案いたしますのは、議員の中から選任していただきます監査委員についての同意案件のみであります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高橋忠夫君） 以上で、村長の臨時会招集あいさつを終わります。

日程第2、議長の選挙について

○臨時議長（高橋忠夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高橋忠夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高橋忠夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に 近 良平さんを指名します。

お諮りします。ただいま、臨時議長が指名しました 近 良平さんを議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高橋忠夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、近 良平さんが議長に当選されました。

ただいま、近 良平さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長当選の承諾並びにあいさつをお願いします。

○議長（近 良平君） おはようございます。ただいま、高橋臨時議長より、議長の指名をいただきました近 良平でございます。身に余る光栄であるとともに、その重責に身の引き締まる思いがあります。

選挙期間は互いにライバルでも、終われば同僚、仲間です。全議員一丸となって村民のため、関川村の発展のために頑張りましょう。

同僚議員各位に3つの提案をさせていただき、就任あいさつ及び決意表明とさせていただきます。

まず第1は、委員会及び議員協議会の公開です。現在は、原則非公開とされておりマスコミ関係の皆さんから不評をかっています。近隣の例にならい、公開を目指したいと思います。

第2は、携帯端末の議場及び傍聴席への持ち込みの自由化です。現在は議長の許可が必要ですが、皆持っています。携帯電話は録音機でもありカメラでもあります。また、例規集がデジタル化されたため議場に例規集が持ち込めません。携帯端末は例規集を見ることができます。議事進行の妨害にならない限り自由化を目指します。

第3は、会派の結成と活用です。委員同士の議論を活性化するために普段からテーマを持った議会活動が大事だと思います。会派内でまず議論し理解を深め、それから議会に発言していく仕組みができたらいいと思います。

以上、3つを条例として担保するために議会基本条例の制定を目指し研究を始める必要があります。議会基本条例は、今制定されている議会関係の条例の上に来る条例です。地方議会における憲

法と位置付けられています。皆様のご協力により、より公開度の高い議会を目指します。

以上、議長就任の挨拶とします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高橋忠夫君）　これで、臨時議長の職務はすべて終了しました。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

議長と交代します。近　良平議長、議長席にお着き願います。

○議長（近　良平君）　しばらく休憩します。

午前10時8分　休　憩
(議事日程第1号の追加1を配布)

午前10時9分　再　開

○議長（近　良平君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第1号の追加1のとおりです。

追加日程第1　議席の指定

○議長（近　良平君）　追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

追加日程第2、会議録署名議員

○議長（近　良平君）　追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、伊藤敏哉さん、3番、小澤　仁さんを指名します。

追加日程第3、会期の決定

○議長（近　良平君）　追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近　良平君）　ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙

○議長（近　良平君）　追加日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に平田 広さんを指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました平田 広さんを副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、平田 広さんが副議長に当選されました。ただいま、平田 広さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長当選の承諾並びにあいさつをお願いします。

○副議長(平田 広君) 皆さんおはようございます。今ほどは副議長に推薦、ご指名いただきまして、ありがとうございます。大変光栄に思っております。一生懸命がんばりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

副議長の職務につきましては、議長を補佐するというのが一番の目的だろうというふうに思っておりますが、議会の運営に対し、スムーズに運営ができるよう協力していきたいというふうに思っております。

今回の選挙中はライバルでありましたけれども、これからは、先ほど議長さんもおっしゃいましたけれども、仲間、同僚議員ということでありますので、村のため、村民のため、そしてまた、村の活性化のためにお互いに協力して進んでいきたいと思っておりますので、今回は6名の方が新人ということで大変フレッシュ化しました。雰囲気も違います。そのフレッシュ化を大いにこの議会に吹き込んでいただきたいというふうに思っております。

そういうことで、皆さんのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

追加日程第5、常任委員の選任について

○議長(近 良平君) 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第6 議会運営委員会の選任について

○議長(近 良平君) 追加日程第6、議会運営委員の選任について議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第7 発議案第3号 広報対策特別委員会設置に関する決議案の提出について

○議長(近 良平君) 追加日程第7、発議案第3号 広報対策特別委員会設置に関する決議案の提出についてを議題とします。提案者の趣旨説明を求めます。鈴木万寿夫さん。

○5番(鈴木万寿夫君)

発議案第3号

広報対策特別委員会設置に関する決議案の提出について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年8月3日

提出者	関川村議会議員	鈴木万寿夫
同	同	小澤 仁
賛成者	関川村議会議員	高橋 正之
賛成者	同	伝 信男
賛成者	同	菅原 修
賛成者	同	加藤 和泰

関川村議会議長 様

広報対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり広報対策特別委員会を設置するものとする。

記

1. 特別委員会の名称 広報対策特別委員会
2. 構 成 員 6人

3. 調 査 議 件 関川村及び議会の広報に関すること
4. 調 査 期 限 調査終了まで
5. 設 置 理 由 議会広報をより発展させていくため、編集活動を正規な議会活動とし、
編集委員の活動を法的に保障するため

○議長（近 良平君） 提案者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提案者ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

お諮りします。鈴木万寿夫さん ほか5人から提出されました広報対策特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。したがって、鈴木万寿夫さん ほか5人から提出の広報対策特別委員会設置に関する決議は可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時17分 休 憩

（広報対策特別委員名簿を配布）

午前10時18分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました広報対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、広報対策特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

休憩中に各委員会を開きます。10時30分まで。休憩します。

午前10時19分 休 憩

（各委員会の正副委員長名簿を配布する）

午前10時27分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これから、諸般の報告をします。

休憩中に、各委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務厚生常任委員長に伝 信男 さん。副委員長に高橋正之 さん。

産業建設常任委員長に菅原 修 さん。副委員長に伊藤敏哉 さん。

議会運営委員長に伝 信男 さん。副委員長に菅原 修 さん。

広報対策特別委員長に鈴木万寿夫 さん。副委員長に小澤 仁 さん

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

各委員長の発言を許します。

初めに、総務厚生常任委員長及び議会運営委員長、 伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長・議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。ただ今、総務厚生常任委員長並びに議会運営委員長に指名されました伝 信男です。よろしくお願いします。

このような形で兼務するという事は稀な事にして私もいろいろ戸惑っているのですが、新しい議員さんとそれから我々現職、たった1期しかしていません。そんな中でですね、同じ立場で議会運営がスムーズにいくように、総務厚生常任委員会に付託された議案につきましても、スムーズに会議運営ができますように皆さんと一緒に力を合せてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご協力お願いします。

○議長（近 良平君） 次に、産業建設常任委員長 菅原 修 さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） ただ今、産業建設常任委員長に指名されました菅原 修で
ございます。委員長の責務は大変であります、ご協力を得て精神誠意がんばってまいりますので、
どうかご協力お願いいたします。

○議長（近 良平君） 次に、広報対策特別委員長 鈴木万寿夫さん。

○広報対策特別委員長（鈴木万寿夫君） おはようございます。広報対策特別委員長に選ばれました鈴木万寿夫であります。村民の皆様方に議会活動を分かりやすくお伝えし、また、皆さんに関心を持っていただけるような広報活動に努めたいと考えておりますので、なにとぞ皆さんのご協力を
よろしくお願いします。

追加日程第8 同意第5号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（近 良平君） 追加日程第8、同意第5号 関川村監査委員の選任につき同意を求めること
についてを議題とします。

平田 広さんは、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので、退場を求めます。

（10番 平田 広君退場）

○議長（近 良平君） 村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 同意第5号、関川村監査委員の選任についてご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして議員から選任する監査委員について、平田 広さんを選任いたしたいので、議会の同意をいただきたいというものであります。よろしく、お願いをいたします。

○議長（近 良平君） お諮りします。同意第5号については、議会議員のうちから選任され、同意を求める件ですので、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

同意第5号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、同意第5号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

（平田 広さん入場）

追加日程第9 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（近 良平君） 追加日程第9、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

当議会から選出する議員の数は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定によって、1人です。

当議会から選出する議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に 伝 信男さん を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、伝 信男さんを新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、伝 信男さんが、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、伝 信男さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

追加日程第10 各種委員の推せん

○議長(近 良平君) 追加日程第10、各種委員の推せんについてを議題とします。

各種委員会の委員に、議会議員の職務で選任された方は、議員の任期満了により、委員の任期も満了になりました。

また、各種委員の任期中であっても、本村議会の議員の任期が満了になりましたので、各種委員を辞任することとしておりますので、各種委員の推せんを行います。

お諮りします。当議会から推せんする各種委員については、お手元に配布のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、各種委員の推せんについては、お手元に配布のとおり決定しました。

直ちに各部局へ各種委員の推せん者名簿を送付することとします。

追加日程第11 選挙管理委員の選挙

○議長(近 良平君) 追加日程第11、関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙を行います。

関川村選挙管理委員並びに補充員の選挙については、平成27年7月17日付け、関選管第24号で関川村選挙管理委員長から依頼がありました。

現在、選挙管理委員に就任されている方々の任期が今月の5日までとなっているため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定によって、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、伊藤 敏さん、近 祐治さん、須貝 勉さん、高橋かな江さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、伊藤 敏さん、近 祐治さん、須貝 勉さん、高橋かな江さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、河内正さん、新野林一さん、須貝 隆さん、佐藤英子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、河内正さん、新野林一さん、須貝 隆さん、佐藤英子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

追加日程第12、閉会中の継続審査の件

○議長(近 良平君) 追加日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長から会議規則第75条の規定によって、閉会中もお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することに決定しました。

○議長（近 良平君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

本日の会議はこれで閉じます。

これをもって、第5回 関川村議会 臨時会 を閉会します。

大変ご苦勞様でした。

午前10時40分 閉 会